

## 猪名川町手話施策を推進するための方針

### 基本方針

手話が言語であることの認識に基づき、手話に対する住民の理解を深め、手話を広く普及させる社会となるよう、また、手話を使ってお互いを認め合い共感し、障がいの垣根を乗り越えて安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

また、上記基本方針に基づいた計画的な手話施策の推進のために下記のとおり各施策の取り組みについて定めます。

### 1 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項

- (1) ろう者や手話への理解促進を図るため、広報誌への積極的な掲載やリーフレット、手話啓発の配信などを活用し、手話研修の機会を拡充します。
- (2) 手話に対する理解及び手話の普及を図るため、住民がいつでも手話を学び、親しむことができるよう、住民などで構成する手話の集いを支援します。
- (3) 住民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のため、町職員に対して手話研修などを実施します。
- (4) 住民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のため、教育委員会と連携し、学校園所に対して手話研修を実施します。
- (5) 町内の企業や事業所が開催する手話研修を支援し、その事業所へ手話やろう者への理解が深まるための啓発リーフレットを配布します。
- (6) その他、手話施策を推進するための方策について、町内のろうあ協会や手話サークル団体などと協働して検討します。

### 2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりのための事項

- (1) 町主催のイベントや会議などにおいて、必要に応じて手話通訳をつけるなど合理的配慮の提供を行います。
- (2) ろう者が、日常生活や社会参加などあらゆる場面において、手話でコミュニケーションをとり、情報が取得できるように意思疎通支援事業の充実を図ります。
- (3) 災害時におけるろう者への情報保護や支援方法、緊急時の派遣体制について関係機関と協議し、支援体制を構築します。
- (4) ICT(情報通信技術)を活用した遠隔通話サービスなどの活用について調査、研究を行います。
- (5) 町窓口において、ろう者が聞こえる人と同じように手続きができるよう必要な対応を

行います。また、担当窓口に筆談対応用のホワイトボードを設置します。

### 3 手話通訳者の派遣の充実及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項

- (1) 手話通訳者の待遇改善のための保険の加入促進やけいわん受診費用の公費負担の拡充及び受診率が向上できるよう財政確保に努力します。
- (2) 手話通訳者や手話奉仕員の資格取得を目的としたレベルアップや、手話通訳者全国統一試験対策ができる環境を適宜、提供します。
- (3) 猪名川町意思疎通支援事業に登録された手話通訳者や手話奉仕員を対象に手話通訳技術の向上を目的とした連絡会を適宜、開催します。

### 4 その他の事項

猪名川町手話施策推進会議において、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。